

静岡県マリーナ安全管理指針

第1章 総則

第1 趣旨

この指針は、マリーナ（静岡県マリーナ建設事業に関する指導要綱（昭和63年静岡県告示第555号。以下「指導要綱」という。）第2条第1号に規定するマリーナをいう。以下同じ。）の健全かつ適正な管理及び運営を図り、もってマリーナの利用者（以下「利用者」という。）の安全確保及び水面の適正利用に資するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 管理運営規程の策定等

(1) マリーナの設置者（以下「設置者」という。）は、マリーナの管理運営の基本的事項として、次に掲げる項目を定めた管理運営規程を策定すること。

ア マリーナの名称

イ マリーナの管理者（以下「管理者」という。）

ウ プレジャーボート（指導要綱第2条第2号に規定するプレジャーボートをいう。以下同じ。）の収容能力

エ マリーナの施設（設備を含む。以下「施設」という。）の利用料金

オ 施設利用手続き及び利用方法

カ 利用対象施設

キ 施設利用期間及び時間

ク 利用者の安全確保に関する事項

ケ 関係機関との調整等に関する事項

コ その他必要な事項

(2) 設置者は、航行の安全に関して、利用者に適切な助言・指導等を行う者（以下「指導者」という。）を、業務の範囲をあらかじめ定めた上、配置するよう努めること。この場合において、指導者の業務はおおむね次のとおりである。

ア 保管艇の出入港に関する指導

イ 気象・海象等の情報提供

ウ 高波・強風等で危険が予想される場合の出航禁止又は自粛の措置

エ 航行時における利用者指導（技術指導、海事法規・海難防止思想の周知徹底、航行安全及び適正な水域利用のための指導等）

オ 緊急時における関係機関等への連絡

カ その他陸上作業等における安全指導等

第3 施設利用者心得の作成等

管理者は、利用者の安全かつ快適な施設利用を図るため、第2(1)オからケに定める項目のほか、次に掲げる項目を定めた施設利用者心得を作成し、施設内に掲

示するとともに、文書等により利用者への周知に努めること。

- ア 海難事故の防止
- イ 艇の保管責任
- ウ 利用者の遵守事項
- エ その他必要な事項

第2章 個別事項

第4 プレジャーボートの保管契約等

(1) 管理者は、プレジャーボートの保管に関する責任と義務の範囲を明確にするため、マリーナと利用者との間に、次に掲げる項目を定めた保管契約を締結すること。

- ア 保管場所
- イ 保管料
- ウ 契約期間
- エ 共有者又は第三者の使用方法
- オ 艇の保守
- カ 事故の責任
- キ 契約解除
- ク その他必要な事項

(2) 管理者は、保管艇航行上の安全管理に関して、マリーナと利用者との間の秩序の維持と相互の責任範囲を明確にするため、次に掲げる項目について、(1)の保管契約に盛り込むか、又は別途覚書を締結するなどの方法を講ずるよう努めること。

- ア 第1章第3に定める施設利用者心得の遵守
- イ 第7の1に定める航行規則の遵守
- ウ 航行中の安全管理責任の所在
- エ 費用の負担（搜索費用、救助料等）
- オ プレジャーボートに関する保険の加入
- カ その他必要な事項

第5 出入港に関する事項

管理者は、利用者の動向を把握するため、プレジャーボートの出入港に際して、利用者から次に掲げる項目を定めた出入港届を提出させること。

- ア 艇種及び船名
- イ 船長及び乗船者の住所、氏名及び連絡先
- ウ 無線機の有無及びコールサイン・周波数
- エ 航行目的
- オ 出港日時及び帰港（予定）日時

- カ 目的地及び航行予定コース
- キ その他必要な事項

第6 利用者の安全等に関する事項

1 一般的事項

- (1) 管理者は、保管艇航行上の安全性を確保するため、気象、海象等の広域にわたる情報や、航行水域における潮の流れ、風などの局所的な事象についての収集に努め、利用者に対して正確できめ細かな情報を提供すること。
- (2) 管理者は、保管艇航行水域の安全かつ適正な利用を図るため、利用者に対して、周辺水域の利用状況や航行区域、漁業施設の設置状況、関係機関との調整・申合せ事項などについて周知・指導すること。また、それらの位置を記載した地図を作成するなどし、利用者が当該水域を航行するときは、携行するよう指導すること。
- (3) 管理者は、高波・強風等で危険が予想される場合、利用者に対して、出航の禁止又は自粛をするよう指導すること。
- (4) 管理者は、利用者に対して、航行安全のために必要な技術の指導等に努めること。
- (5) 管理者は、利用者に対して、関係諸法令、事故防止、安全思想の普及等についての講習会を年1回以上実施し、受講させるよう努めること。
- (6) 管理者は、利用者に対して、プレジャーボートから海上へのごみ等の投棄の禁止をはじめとする海事関係法令の遵守、水上航行に関するルール・マナー等を指導し、モラルの向上に努めること。
- (7) 管理者は、利用者に対して、保管艇航行上の安全を図るため、所属マリーナの標旗の掲揚又は認識票(ステッカー等)の添付等について指導に努めること。
- (8) 管理者は、利用者に対して、プレジャーボートへの通信設備の設置を働き掛けること。
- (9) 管理者は、利用者に対して、プレジャーボートに関する保険への加入の働き掛けに努めること。
- (10) 管理者は、利用者の安全を守るため、安全パトロール艇又は救助艇によるパトロールの実施や展望施設等からの監視など監視機能の充実に努めること。

2 浜名湖に関する事項

管理者は、浜名湖（2級河川都田川及び同水系の河川）については、1の一般的事項のほか、次の事項を利用者に対して周知させること。

- ア 静岡県河川法施行細則(昭和40年静岡県規則第35号)に規定する制限水域、モーターボート等の通航の許可及び制限水域での通航方法
- イ 航路
- ウ 潮汐表及び季節風
- エ その他必要な事項

第7 航行に関する事項

1 航行規則の作成

管理者は、保管艇航行上の安全性の確保並びにマリーナと利用者との間の秩序の維持及び責任範囲を明確にするため、次に掲げる項目を明記した航行規則を作成し、施設内に掲示するなどして、利用者への周知と遵守指導に努めること。

- ア 出入港届の提出義務
- イ 気象情報の確認
- ウ 周辺水域の利用状況等（航行区域、漁業施設の設置状況等）の確認
- エ 航行時間の制限
- オ 艇の点検
- カ 安全備品の点検及び搭載
- キ 定員・積載重量の遵守
- ク 海事法令の遵守
- ケ 救命胴衣の着用励行
- コ 他人への迷惑防止（漁場・海水浴場への接近等）
- サ マナーの遵守
- シ 荒天時における避難先及び方法
- ス 海技免状及び船舶検査手帳の携行並びに船舶検査書類の携行
- セ 海図等参考資料携行の励行
- ソ 出航禁止基準
- タ その他必要な事項

2 航行の方法

プレジャーボートの航行の方法は、原則として次のとおりとし、管理者は、利用者に対してその旨を周知させること。

- ア 航行する場合には、現に操業中の漁船、敷設漁具等から安全な距離（おおむね200メートル以上）をおいて航行すること。
- イ 海水浴場等他の海洋性レクリエーションが行われている水域に接近して航行しないこと。
- ウ 漁港等に必要なく寄港しないこと。
- エ 船舶の航行、漁業の操業等水面利用が混雑する水域又は狭い水域においては、徐行、見張り等十分な事故予防措置を講ずること。
- オ モーターボート等は、船舶の航行、漁業の操業等水面利用が混雑する水域又は狭い水域においては、引き波等により他船や漁業操業施設等に迷惑を及ぼさないよう十分にスピードを落として航行すること。

第8 施設の維持・管理等

1 施設基準

設置者及び管理者（以下「管理者等」という。）は、施設の整備にあたっては、次に掲げる事項に配慮するよう努めること。

- (1) マリーナを利用するプレジャーボートの種類、隻数、利用形態及び自然条件等に照らし、適切な規模、構造を有した施設の適切な位置への配置
- (2) 警備・救難活動に使用するための、安全パトロール艇若しくは救助艇の配備又は指定
- (3) 警備・救難活動に使用するための、マリーナへの無線設備の配置及び保管艇との間の緊急通信手段

2 施設の安全対策等

- (1) 管理者等は、施設の安全性を確保するため、次に掲げる事項に留意し、所要の安全対策等を講ずること。
 - ア マリーナにおける書作業にかかる安全管理基準の整備
 - イ 警備担当者の配置及び警備規程、日誌等の作成
 - ウ 施設内定時安全点検、巡回及び点検項目の作成
 - エ 警報機等の設置
 - オ 防犯用照明施設の設置
 - カ 消火器等防災設備の適正配置
 - キ スロープ、栈橋、防波堤等でのスリップ、転落等の事故防止対策
 - ク 立入禁止等の看板類の設置
 - ケ 施設内（特に栈橋）における幼児の救命胴衣着用の義務付けと保護者付き添いの義務付け
 - コ 近隣救急医療機関との提携及び救急医薬品の常備
 - サ 空ビン、空缶等ごみ処理設備の配置
 - シ ロッカー、シャワー、便所等の衛生面での対策
 - ス 防災訓練等の実施
 - セ 水質汚濁等各種公害の防止対策
 - ソ その他必要な事項
- (2) 管理者等は、次に掲げる事項について施設内に掲示し、利用者への周知・伝達を図ること。
 - ア 水域施設内での遊泳禁止
 - イ 水域施設内、防波堤等での釣り禁止
 - ウ 係留栈橋への無断立入禁止
 - エ 施設内危険区域（楊降施設、給油施設等）への立入禁止
 - オ 火気取扱い禁止区域
 - カ 施設利用案内図
 - キ 駐車場利用上の注意事項（盗難、接触等に対する責務等）
 - ク 消火器等防災設備の使用方法及び所在場所
 - ケ その他必要な事項

第9 遭難救助

- (1) 管理者は、利用者の遭難探索、救助の体制を所轄の海上保安部（署）、警察、

市町等の指導を得て、整備しておくこと。

- (2) 管理者は、利用者に対して、事故に遭遇した場合の処置について、あらかじめ十全の指導をすること。
- (3) 管理者は、利用者に遭難事故が発生した場合、関係機関に通報するとともに、自らも探索救助の活動を行うこと。

第10 関係機関との調整等

管理者等は、水域利用の調整等を図るため、漁業者その他関係機関との間で、次の事項について必要に応じ取り決めをすること。

- ア 航行区域
- イ マリーナから航行区域に至る航路
- ウ 海水浴等他の海洋性レクリエーション活動に対する保安対策
- エ 航行期間及び時間
- オ 投錨の位置及び時間
- カ 事故防止対策
- キ 事故の報告（事故発生報告及びその処理、てんまつ報告等）
- ク 第三者に対する損害賠償（漁業被害、水質汚濁等）
- ケ 遭難者の救助（救助体制、捜索費用の負担等）
- コ その他必要な事項

第3章 雑則

第11 協議機関の設置等

- (1) 管理者等は、マリーナにおける安全管理の推進と水域利用の調整を図るため、漁業者その他関係機関との間で、協議機関を設けるなどして、常に連絡調整を図ること。
- (2) 管理者等は、外洋を航行するプレジャーボートの遭難、休息等の安全確保のため、各マリーナ間のネットワーク形成に努めること
- (3) 管理者等は、安全対策推進のため、マリーナ相互の連絡体制を強化すること。

第12 指導者に関する読替規定

第2章及び本章の管理者に関する規定は、第1章第2(2)で設置者が定める指導者の業務の範囲内において、指導者について準用する。この場合において、「管理者」とあるのは、「指導者」と読み替えるものとする。